［表略］ （表示上の注意） 1　［略］ 2　「名称」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 ［3～5　略］ 6　「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第１項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第２項又は第３項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。 7　「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。 8　「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9　「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の１キロワット時当たりの価格を表示すること。 10　「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 ［11～14　略］ (3)　［略］ ［第８～第10　略］	［同左］ （表示上の注意） 1　［同左］ 2　「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 ［3～5　同左］ 6　「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第１項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第２項又は第３項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。 7　「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては認定事業者に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては供給者に該当する者の名称を表示すること。 8　「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては特定契約の相手方の名称、それ以外の場合にあっては電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9　「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては調達価格、それ以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の１キロワット時当たりの価格を表示すること。 10　「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては調達期間、それ以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 ［11～14　同左］ (3)　［同左］ ［第８～第10　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第三条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　前条第一号に掲げる「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 ［一～十四　略］	（投資法人の現況に関する事項） **第七十三条**　［同上］ ［一～十四　同上］